

## 競技会等開催に関するガイドライン

一般財団法人青森陸上競技協会は、新型コロナウイルス感染拡大防止について日本スポーツ協会と日本陸上競技連盟より示された諸ガイドライン等を基に主催競技会等を本ガイドラインのとおり開催し来場者の安全と感染拡大防止に努める。

本ガイドラインは、新青森県総合運動公園陸上競技場で開催する競技会等に適用する。他の競技場で開催する競技会では、競技場の特性や開催地の諸条件に応じ都度対応する。

### 〈競技会等全般に関することについて〉

- ① 競技会等に来場する条件は下記のとおり。  
参加者：提出用新型コロナウイルス感染症についての体調管理チェックシート（日本陸連様式）を使用し自己管理を実施する。（提出不要）  
観客・引率者・競技役員・補助員：別紙1チェックリストにより自己確認を実施する。（提出不要）
- ② 以下の場合、競技会等の開催を中止する
  - ・緊急事態宣言が再発令された場合
  - ・開催地の行政から中止の要請があった場合
 ただし、緊急事態宣言等が発令中であっても、イベント等の中止や自粛が含まれていない場合は、開催地や関係機関と協議し感染対策を実施したうえで競技会等を開催できる。
- ③ 競技役員、参加者を含め全ての来場者にマスクの着用を求める。拒否する場合は原則来場を断る。（※屋外かつ密にならない一部競技役員は例外となる。また参加者は待機時のみとする。2歳未満の幼児は該当外とする。）また、常に3密を避け間隔をとることを求める。
- ④ 来場者にはこまめな手洗い（特にトイレ後・飲食の前後等）を求める。
- ⑤ 開会式・閉会式の実施について、開催場所の感染状況に応じ都度判断する。
- ⑥ 競技会等終了後14日以内に新型コロナウイルスに感染した場合は、速やかに本協会に連絡することを求める。（連絡先を開催要項・プログラムに明記する。）
- ⑦ 観客には、入場時に検温と連絡先の確認を行い、参加者・引率者・競技役員・補助員等と合わせ全ての来場者を把握し、万が一競技会等終了後14日以内に来場者から新型コロナウイルス感染者が発生した場合には、関係機関の指示のもと対応を協議する。
- ⑧ 国外・県外在住者の参加については、競技会等ごとに必要に応じ対応する。開催要項等に記載する。

### 〈参加者・競技役員・競技に関することについて〉

- ⑨ 観客入場ゲート・招集所入口、競技役員受付に消毒スプレーを用意し入場の際は、手指の消毒を求め
- ⑩ 競技役員受付では入場時に検温（非接触型の体温計を使用）を実施し平熱を超える発熱がある場合は原則入場を認めない。
- ⑪ 参加者の3密が予想される招集所では、開始時間を明示し、入場制限等を行い間隔を十分とれるようにする。また、適宜マスクの着用を求める。
- ⑫ トラック種目のスタート前の待機所・フィールド種目の待機所では、待機用ベンチを増量し参加者同士が隣り合わせにならないようにする。
- ⑬ 参加者が直接触れる用器具（スターティングブロック、バトン、スタート地点、マット等）は定期的に消毒する。また、競技役員・補助員はこまめに手指消毒を行う。

- ⑭ 競技役員が使用するトランシーバー、インカム、手旗、電子機材等は、使用者が代わる度に消毒し、個室の競技役員室は常時開放し業務を行う。
- ⑮ 競技役員・補助員において、他者と2m以上間隔がとれる屋内での業務中は、マスクの着用を免除す
- ⑯ 参加者には招集終了後、持ち込み物品の管理を徹底し、特に飲料や衣類、使用済みのテーピング等直接触れたものを放置しないように求める。
- ⑰ 来場中に体調不良になった場合は、速やかに帰宅するように求める。

### 〈観客・待機場所に関することについて〉

- ⑱ タオルや衣類（ボアコート等）の共用を禁止する。
- ⑲ 弁当・飲料の食べまわし、飲みまわしを禁止する。
- ⑳ ゴミは持ち帰るものとし、飲み残しの飲料や食べ残しの弁当等を放置しない・鼻水や唾液等がついたゴミはビニール袋に密閉する等の管理を求める。
- ㉑ 待機場所としてコンコース等の屋内部分を開放する場合は、常時換気を行う。
- ㉒ 観客席では、間隔をとって座ることを求め、大声での応援・集団応援は禁止する。
- ㉓ 観客の入場制限については、感染状況に応じ、競技会等ごとに都度対応する。

※この他、不測の事態が発生した場合は、来場者の安全と新型コロナウイルス感染拡大防止を最優先に都度対応する。また状況の変化に対応するために適宜改定を行う。

※上記を開催要項・当協会ホームページに記載し、当日は、大型ビジョン・放送にて積極的に周知する。

### 2022年5月9日改定内容

- ① 体調管理チェックシートの提出を不要とする（日本陸連のガイダンス変更に伴う）
- ⑦ 関係機関（開催地・保健所等）の指示のもと対応を協議することとする
- ⑪ マスクの着用を原則としフェイスシールドの着用は削除する  
以下、項目番号繰上げ
- ⑭ 定期的に消毒することとする
- ⑮ 実態に則し削除する
- ⑯ 実態に則し削除する  
以下、項目番号繰上げ
- ⑮ 新規追加する
- ⑳ 新規追加する